

地域密着型サービス 運営委員会資料

資料 No. 13	糸魚川市地域密着型サービス運営委員会設置要綱（抜粋）
資料 No. 14	地域密着型サービスの開設状況

○糸魚川市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

平成18年6月30日告示第64号

(目的)

第1条 この要綱は、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス等」という。）の実施に関する事項の決定に際し、公平、公正を図るため、地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）の設置に関し必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、次の事項について審議し、市長へ提言することができる。

- (1) 地域密着型サービス等の指定に関すること。
- (2) 地域密着型サービス等の指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
- (3) 地域密着型サービス等の質の確保及びその他市長が地域密着型サービス等の適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項

(組織)

第3条 運営委員会は、糸魚川市介護保険運営協議会（以下「介護保険運営協議会」という。）の委員をもって構成する。

(役員)

第4条 運営委員会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、介護保険運営協議会の会長及び副会長をもって充てる。
- 3 会長は運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 運営委員会の委員の任期は、介護保険運営協議会委員の任期を適用する。

(会議)

第6条 会長は運営委員会を招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は会長が運営委員会に諮って定める。

前文 (抄)

平成18年7月1日から実施する。

前文 (抄) (平成23年3月31日告示第76号)

平成23年4月1日から施行する。

地域密着型サービスの開設状況

ー地域密着型サービスとは？ー

高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるのが地域密着サービスです。

原則として市町村の住民のみが利用できるサービスで、市町村が指定・指導監督の権限をもち、平成18年4月に創設されました。

市内には、以下のサービスがあります。

地域密着型通所介護	デイサービスセンター（定員18人以下）に通い、入浴・食事などの介護や機能訓練を受けます。
デイサービスセンターえがお(15)、デイサービスひのき(16)、らっくねす(10)、デイサービスセンターひまわり(10)	【事業所数：4、定員：51名】
認知症対応型通所介護	認知症の高齢者がデイサービスセンターに通い、入浴・食事などの介護や機能訓練を受けます。
デイサービスセンターおうみ	【事業所数：1、定員：12名】
小規模多機能型居宅介護	デイサービス（通所）を中心にホームヘルプ（訪問）やショートステイ（泊まり）を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴、排せつ、食事などの介護や機能訓練などを受けます。
ファミリアてらまち	【事業所数：1、定員：25名】
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29人以下の小規模な特別養護老人ホームで、入所している方が介護や機能訓練の世話を受けます。
じよんのび掌(29)、じよんのび慈(29)	【事業所数：2、定員：58名】
認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者が少人数（1ユニット9人以下）で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けます。
グループホームよしだ(9) グループホームじよんのび2(9) グループホームゆうなぎ(9) グループホームてらまち(18) グループホームおしあげ(18)	グループホームじよんのび1(9) グループホームじよんのび3(18) グループホームひまわり(9) グループホームうみかわ(18) けあビジョンホーム糸魚川(18) 【事業所数：10、定員：135名】

※利用定員18人以下の通所介護事業所については、平成28年4月1日から「地域密着型通所介護」（地域密着型サービス）に分類されます。